

三宅村難病等島外通院支援事業について

三宅村では、島内で受診できない下記の村民の方に対し、その受診を目的に島外へ通院する際の通院費（交通費・宿泊費）を一部助成します。

1. 対象者

【入院時は、入院日を基準とします】

目的	申請回数	申請時に追加に必要な書類
①特定医療費（指定難病）受給者証による受診	月1回	特定医療費（指定難病）受給者証
②マル都医療券による受診	月1回	マル都医療券
③小児慢性特定疾病医療受給者証による受診	月1回	小児慢性特定疾病医療受給者証
④発達検査の受診	年2回	検査結果等のコピー等、通院内容がわかるもの
⑤乳幼児精密健診の受診	年1回	精密健康診査受診票の控え等
⑥自立支援医療（更生・育成）の受診	年1回	東京都自立支援医療支給認定申請書の写し等
⑦不妊治療による受診	年6回	不妊治療の受診とわかる書類（なければ明細書等）
⑧東京都不妊検査・不育症検査による受診	年1回	不妊検査等助成事業受診等証明書または不育症検査助成事業受診等証明書（いずれも医師記入済）

2. 助成内容（1人当たり）

対象	上限額	内容
交通費	19,520 円／回	・通院した日の前後7日以内の船・飛行機・へり便の往復運賃
宿泊費	6,100 円／回	・通院した日の前日もしくは当日いずれかの宿泊費

対象者が、①身体障害者手帳1～3級を所持している、②未成年、③要介護3相当に該当する場合は、介助者（保護者）として、1名まで追加で申請することができます。

3. 申請期間

受診日から1年以内

4. 申請に必要な物

- ①通院したことを証明する書類（医療機関の領収書・明細書等。コピー可）
- ②交通費の領収書（レシート・コピー不可。利用日がわかるもの）
- ③宿泊費の領収書（レシート・コピー不可。利用日・宿泊者がわかるもの）
- ④振込先の金融機関口座がわかるもの（通帳のコピー等。初回申請時のみ）
- ⑤身体障害者手帳1～3級（介助者分を申請する場合。未成年の保護者は不要）
- ⑥印鑑
- ⑦上記「1. 対象者」の各『申請時に追加に必要な書類』

5. 申請方法

通院後、上記書類をご用意の上、福祉健康課健康係へ申請してください。

【申請先・問い合わせ先】

三宅村役場 福祉健康課 健康係 TEL：04994-5-0911